|  |
| --- |
| **４０２５．積荷目録情報訂正呼出し** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＣＭＦ１１ | 積荷目録情報訂正呼出し  （積荷目録提出業務前） |
| ＣＭＦ１２ | 積荷目録情報訂正呼出し  （積荷目録提出業務後） |
| ＣＭＦ１３ | 積荷目録情報訂正呼出し  （次船卸港の追加） |

１．業務概要

（１）積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出前）（ＣＭＦ１１業務）

積荷目録提出前に積荷目録情報の訂正等を行う場合、本業務によりシステムに登録されている情報を呼び出す。

（２）積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）（ＣＭＦ１２業務）

積荷目録提出後に積荷目録情報の訂正等を行う場合、本業務によりシステムに登録されている情報を呼び出す。

（３）積荷目録情報訂正呼出し（次船卸港の追加）（ＣＭＦ１３業務）

「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（ＣＭＦ０３）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。

また、ＣＭＦ０３業務に先立ち、システムに登録されている積荷目録情報のうち、当該業務に利用しうる情報を呼び出す。

２．入力者

船会社、船舶代理店

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）ＣＭＦ１１業務、ＣＭＦ１２業務の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務で登録された貨物に係る船会社、または当該船会社との受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店であること。

（Ｂ）ＣＭＦ１３業務の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②船舶代理店の場合は、本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）貨物情報ＤＢチェック

Ｂ／Ｌ番号が入力された場合に以下のチェックを行う。

（Ａ）ＣＭＦ１１業務の場合

①入力されたＢ／Ｌ番号に係る貨物情報ＤＢが存在すること。

②入力されたＢ／Ｌ番号に係る貨物情報ＤＢが、ＭＦＲ業務で登録された貨物情報であること。

③入力された船舶情報＊１に対する「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務が行われていないこと。

④当該貨物についてＣＭＦ０３業務が行われていないこと。

⑤訂正保留中でないこと。

⑥貨物手作業移行登録がされていないこと。

⑦貨物差止め登録がされていないこと。

（＊１）船舶情報とは、以下の４項目を指す（以下、同様）。

①船舶コード

②船会社コード

③船卸港コード

④船卸港枝番

（Ｂ）ＣＭＦ１２業務の場合

①入力されたＢ／Ｌ番号に係る貨物情報ＤＢが存在すること。

②入力されたＢ／Ｌ番号に係る貨物情報ＤＢが、ＭＦＲ業務、「積荷目録情報訂正（積荷目録提出後）（ＣＭＦ０２）」業務またはＣＭＦ０３業務で登録・追加された貨物情報であること。

③入力された船舶情報に対するＤＭＦ業務が行われていること。

④訂正保留中でないこと。

⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。

⑥貨物差止め登録がされていないこと。

⑦保税運送申告、輸入申告等の税関手続が行われていないこと。

（Ｃ）ＣＭＦ１３業務の場合

①入力されたＢ／Ｌ番号に対する貨物情報ＤＢが存在すること。

②仮陸揚港においてＤＭＦ業務が行われていること。

③入力された船舶情報に対するＤＭＦ業務が行われていないこと。

④訂正保留中でないこと。

⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。

⑥貨物差止め登録がされていないこと。

（４）コンテナ情報ＤＢチェック

コンテナ番号が入力された場合に以下のチェックを行う。

（Ａ）ＣＭＦ１１業務の場合

①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢが存在すること。

②空コンテナであること。

③入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢが、ＭＦＲ業務または「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（ＣＭＦ０１）」業務で登録されたコンテナ情報であること。

④入力された船舶情報に対するＤＭＦ業務が行われていないこと。

⑤貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

⑥輸入空コンテナと仮陸揚空コンテナが混在して入力されていないこと。

（Ｂ）ＣＭＦ１２業務の場合

①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢが存在すること。

②空コンテナであること。

③入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢが、ＭＦＲ業務、ＣＭＦ０２業務またはＣＭＦ０３業務で登録・追加されたコンテナ情報であること。

④入力された船舶情報に対するＤＭＦ業務が行われていること。

⑤貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

⑥輸入空コンテナと仮陸揚空コンテナが混在して入力されていないこと。

（５）仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢチェック

ＣＭＦ１１業務またはＣＭＦ１２業務の場合、かつ、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港の「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務が行われる前に次港に対する訂正を行う場合は、以下のチェックを行う。

①仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢが存在すること。

②入力された船舶情報が登録されていること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出前）編集出力処理

（Ａ）ＣＭＦ１１業務でＢ／Ｌ番号が入力された場合

①貨物情報ＤＢより積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出前）の編集及び出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

②コンテナ詰貨物である場合は、貨物情報ＤＢに登録されているコンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢより積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出前）の編集及び出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｂ）ＣＭＦ１１業務でコンテナ番号が入力された場合

コンテナ情報ＤＢまたは仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢより積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出前）の編集及び出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（３）積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出後）編集出力処理

（Ａ）ＣＭＦ１２業務でＢ／Ｌ番号が入力された場合

①貨物情報ＤＢより積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出後）の編集及び出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

②コンテナ詰貨物である場合は、貨物情報ＤＢに登録されているコンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢより積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出後）の編集及び出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｂ）ＣＭＦ１２業務でコンテナ番号が入力された場合

コンテナ情報ＤＢまたは仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢより積荷目録情報訂正呼出情報（積荷目録提出後）の編集及び出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（４）積荷目録情報訂正呼出情報（次船卸港追加）編集出力処理

ＣＭＦ１３業務の場合、貨物情報ＤＢより積荷目録情報訂正呼出情報（次船卸港追加）の編集及び出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（５）注意喚起メッセージ出力処理

①呼出情報を元に変更内容をシステムに反映する場合は、再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

②仮陸揚空コンテナの呼出しにおいて、仮陸揚事由、仮陸揚期間が異なるコンテナを複数同時に呼出した場合に、その旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

なお、当該注意喚起メッセージを出力した場合は、先頭に入力されたコンテナ番号に設定されている仮陸揚事由、仮陸揚期間を呼出情報に出力する。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 積荷目録情報訂正呼出情報(積荷目録提出前) | ＣＭＦ１１業務の場合 | 入力者 |
| 積荷目録情報訂正呼出情報(積荷目録提出後) | ＣＭＦ１２業務の場合 | 入力者 |
| 積荷目録情報訂正呼出情報（次船卸港追加） | ＣＭＦ１３業務の場合 | 入力者 |